

報道関係者 各位

平成23年5月2日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用統計課

課長 南 和男

課長補佐 平塚 洋一

企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7609, 7610)

(直通電話) 03(3595)3145

## 毎月勤労統計調査 平成23年3月分結果速報

毎月勤労統計調査平成23年3月分結果速報を、今般とりまとめましたので公表します。

### 【調査結果のポイント】

#### 1 賃金

- (1) 現金給与総額の前年同月比は、0.4%減と13か月ぶりの減少となった。
- (2) 所定内給与の前年同月比は、0.9%減と3か月連続の減少となった。
- (3) 所定外給与の前年同月比は、1.0%増と15か月連続の増加となった。
- (4) 所定内給与と所定外給与を合わせたきまって支給する給与(定期給与)の前年同月比は、0.7%減と3か月連続の減少となった。
- (5) 特別に支払われた給与の前年同月比は、7.6%増となった。
- (6) 現金給与総額を就業形態別にみると、一般労働者は0.1%増、パートタイム労働者は1.4%減となった。
- (7) 実質賃金指数(現金給与総額)の前年同月比は、0.5%減となった。  
(消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は、前年同月比0.1%増)

#### 2 労働時間

- (1) 総実労働時間の前年同月比は、1.6%減と3か月連続の減少となった。
- (2) 所定内労働時間の前年同月比は、1.5%減と3か月連続の減少となった。出勤日数の前年同月差は、0.2日減となった。
- (3) 所定外労働時間の前年同月比は、2.0%減と15か月ぶりの減少となった。
- (4) 製造業の所定外労働時間の前年同月比は、0.8%減と16か月ぶりの減少となった。
- (5) 製造業の所定外労働時間の前月比(季節調整済指数)は、6.8%減となった。

#### 3 雇用

- (1) 常用雇用の前年同月比は、0.8%増と14か月連続の増加となった。
- (2) 就業形態別に前年同月比をみると、一般労働者が0.3%増、パートタイム労働者が2.0%増となった。

(裏面に続く)

### 【東日本大震災の影響】

東日本大震災を受け、毎月勤労統計調査規則(昭和32年労働省令第15号)第14条に基づき、岩手県、宮城県、福島県の3県においては、都道府県知事の判断により平成23年3月及び4月分(宮城県については3月、4月及び5月分)について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分及び地方調査について調査を行わないこととしています。また、調査を継続している部分であっても震災、津波等の影響により、被災地を中心に有効回答が減少することが見込まれます。(別添資料1)

集計については、従来通りの方法で行っています。その結果、3月分の結果について、賃金、労働時間、雇用の集計結果について、以下の影響が考えられます。

① 労働者一人当たり賃金について、

3県の調査員調査の対象事業所における賃金の変動が反映されないこと、相対的に賃金の低い地域の調査票が減少したことから、実勢よりもやや高めに推計されている可能性があります。

② 労働者一人当たり労働時間について、

3県の調査員調査の対象事業所における労働時間の変動が反映されないことから実勢よりもやや高めに推計されている可能性があります。また、相対的に労働時間の長い地域の調査票が減少したことから、実勢よりもやや低めに推計されている可能性があります。

③ 雇用について、

3県の調査員調査の対象事業所における労働者の減少が反映されないことから、実勢よりもやや高めに推計されている可能性があります。また、労働者数の集計においては雇用保険における適用事業所の改廃状況を反映していますが、今回の震災、津波等の影響で事業主等による雇用保険の手続きが遅れることが考えられるため、実勢よりも遅れて労働者数が増減する可能性があります。

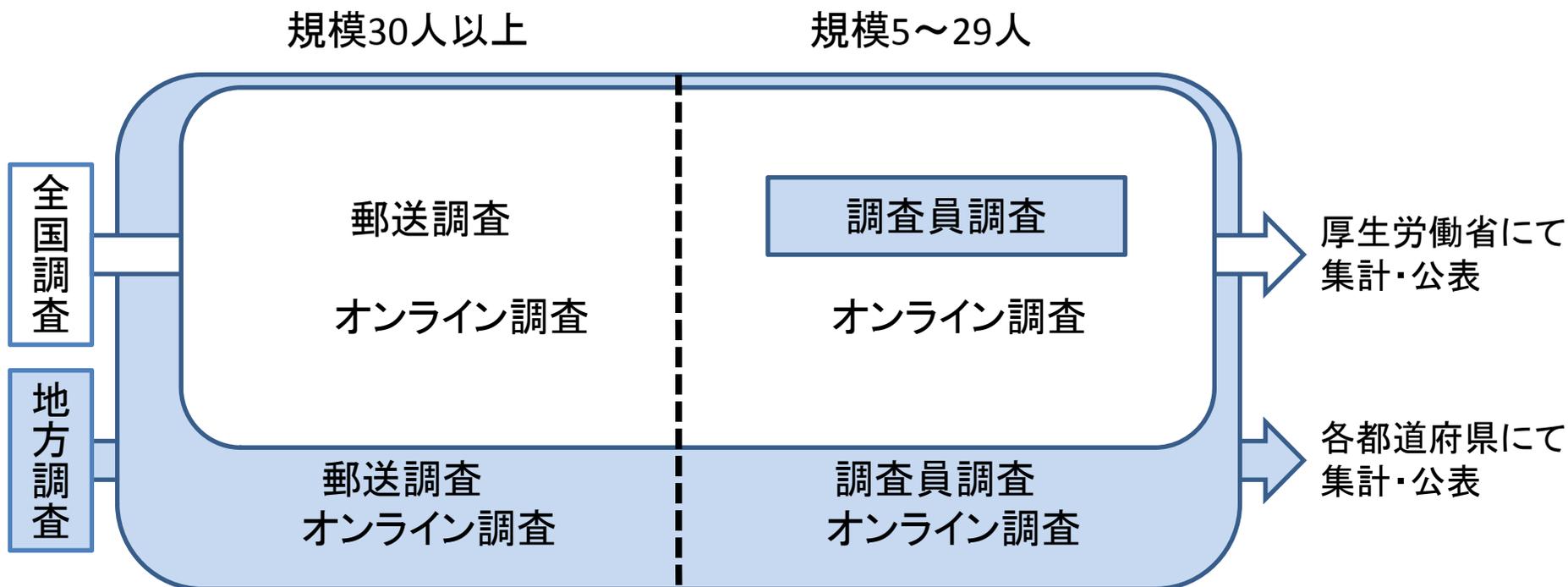
また、提出された調査票をもとに、被災3県における労働者の増減状況別事業所割合(30人以上)について、特別集計を行いました(別添資料2、3)。

(注) 速報値は、確報で改訂される場合がある。

詳細は別添資料、概況をご覧ください。

資料1

毎月勤労統計調査の調査体系と震災の影響



岩手県・宮城県・福島県では、網掛け部分について3月・4月(宮城県は5月も)調査は行わない。  
また、調査を継続している部分であっても、震災、津波等の影響により、被災地を中心に有効回答が減少することが見込まれる。

中止の根拠法令

毎月勤労統計調査規則(昭和32年労働省令第15号)

第14条 調査の対象となる事業所について、天災事変その他やむを得ない理由で調査を行うことができないと厚生労働大臣又は都道府県知事が認めたものについては、その月分の調査(特別調査にあっては、その年の調査)は行わない。

2 都道府県知事は、前項の規定により調査を行わなかったときは、遅滞なく、厚生労働大臣に報告しなければならない。

## 資料 2

〔特別集計〕

平成 23 年 5 月 2 日

統計情報部

被災 3 県における労働者の増減状況別事業所割合  
(毎月勤労統計調査での提出調査票による特別集計)  
(平成 23 年 3 月)

被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）において、毎月勤労統計調査の規模 30 人以上の対象事業所で平成 22 年 3 月に調査票が提出された事業所のうち、今年の 3 月に調査票が提出された事業所の割合は 63%、未提出の事業所は 37%であった。

調査票が提出された事業所について、昨年 3 月との労働者の増減状況を見ると、増加の事業所は 28%、増減なしの事業所は 5%、減少の事業所は 30%であった。

## 被災 3 県における労働者の増減状況別事業所割合（規模 30 人以上）

(%)

22 年 3 月 調査票 提出事業所	23 年 3 月 調査票 提出事業所	常用労働者数の増減状況			23 年 3 月 調査票 未提出事業所
		増加	増減なし	減少	
100	63	28	5	30	37

(注)

- 1 不幸にも東日本大震災・津波に被災された事業所は、未提出事業所に含まれる可能性が高く、それらの事業所では、労働者数は減少している可能性が高い。
- 2 未提出事業所のすべてで労働者数が減少したと、もし仮定すれば、最大では 67%の事業所で減少することとなる。

2011 年 5 月 2 日

特別集計「被災 3 県における労働者の増減状況別事業所割合」の公表について

今回、特別集計「被災 3 県における労働者の増減状況別事業所割合」を公表しました。今回の集計は、毎月勤労統計の全国調査で本来予定されている集計とは大きな違いがあり、統計としての正確性、厳密性を欠く、極めて変則的なものです。

それにもかかわらず公表した理由は次の通りです。

- 1 現在、岩手県、宮城県、福島県では、毎月勤労統計の地方調査を実施できなくなっています。(資料 1 参照)
- 2 このような状況の下で、毎月勤労統計の全国調査は 3 県においても事業所の協力をいただき、また、各県の統計課のご尽力もあって、通常より提出率は低下していますが、なお相当数の調査票が回収できています。
- 3 調査に基づいて作成される月次の労働関係統計で、3 県で調査を実施できているのは、毎月勤労統計の全国調査だけになっています。
- 4 今回の東日本大震災が地域に及ぼした影響を調査に基づく統計によって把握し、公表することは、たとえそれが不完全なものであっても、地域の再建、復興に役立つと考えました。また、このような事情があるときは、統計作成担当者は、ご提出いただいた調査票を最大限活用すべきであると考えました。

このように考え、今回の集計を行い公表することとしました。今回の集計結果は完璧なものではありませんが、関係者に集計結果を読み取っていただき、ご活用いただければ幸いです。

最後になりますが、このような状況の中で調査票をご提出いただいた事業主の皆様と各県統計課の皆様に感謝申し上げますとともに、事業所、地域の再建、復興が早期に進むことをお祈りします。

統計情報部長